

平成27年度旭川市子ども・子育て審議会  
第3回放課後の児童の居場所づくりに係る方針策定専門部会 議事録（案）

- 開催日時 平成28年1月13日（水）18：40～19：30
- 開催場所 旭川市第二庁舎2階 会議室
- 出席者
  - ・ 部会委員 大橋委員， 齊藤委員， 佐藤委員， 山村委員（50音順）  
松村委員欠席
  - ・ 旭川市子育て支援部こども育成課  
堀内課長， 宮川主幹， こども事業係 工藤係長， 清原， 佐々木  
子育て支援課青少年担当 原課長

○ 議事概要

1 開会

2 協議事項

(1) 諮問事項について

資料1「旭川市放課後の児童の居場所づくりに係る方針（案）」第3章「具体的な取組内容」の「4 放課後の児童の居場所づくりを支える人材の確保及び育成」及び第4章「推進体制等」まで各内容毎に事務局より説明を行い， 審議。

- 「第3章 具体的取組内容 4 放課後の児童の居場所づくりを支える人材の確保及び育成」及び第4章「推進体制等」について

(A委員)

コーディネーターになり得る方が現実的にいると考えているということでの取組みの方向性なのか。

(事務局)

特定の手法が幾つか考えられるが， 子育て支援部の職員が直接担うのは難しいと思っている。この中では例えば， ウェルビーイングコンソーシアムのような一定程度のネットワークをお持ちであり， また， 小学校や中学校との関わりを持っていただいている団体・機関を想定している。特定の個人の方にとというのは難しいのではないかと知っている。

(A委員)

ここに行政経験を経た市立保育所の保育士を充てるというつもりはないのか。

(事務局)

市立の保育士をどうするかという部分はひとつあるが， 例えば， 現職の市の保育

士あるいは市の保育所を退職した者の両方が考えられると思っている。しかしながら、現職の保育士についてはこの事業まで手を回すことができるかどうか、そこまでは何とも言えない。

(A委員)

行政経験を経た上で又戻ってくるという人であればそういう力があってもおかしくないと思う。

(事務局)

市の保育士に限定しない形であれば、市の職員を退職して認可外保育施設の園長などに従事している方もおられるので、例えば、児童福祉事業を経験した方が教育活動推進員として活動を行っていただくなどの形で関わりを持つことはできると思うが、いきなりコーディネーターというのはちょっと厳しいのではないかと思う。

(B委員)

人材確保のための周知について具体的にどのような形を考えているのか。

(事務局)

人を集めていく上では基本的に不特定多数の方に案内をするのではなく、例えば、子育て支援ボランティア養成講座を受講されている方にご案内することや、また、一定程度、放課後子供教室を実施する校区が限定されている場合には、校区内で活動されている団体等を中心にご案内をさせていただくような形を考えている。

人材確保のための周知や御案内に当たり、どのように関わりをもっていただくのか、責任の所在とか適切な取扱いを整理させていただいた上で情報提供をさせていただくこととなる。

(A委員)

放課後子供教室に係わるスタッフは有償スタッフを予定しているのか。

(事務局)

有償スタッフとして考えている。

(A委員)

そうであれば、ボランティア養成講座での案内ではなく、例えば、社会教育部で運用されている生涯学習情報提供システムの活用により、本事業の人材確保に当たっての案内を行うことも現実的ではないか。

(事務局)

社会教育部での生涯学習情報提供システムでの情報を踏まえて、人材確保のお願いをさせていただくことも考えているが、各生涯学習活動団体の活動内容と全く接点のないところでお願いすることは難しいのではないかと考えている。

(A委員)

放課後子供教室は毎日開設しなくてはならないものなのか。

(事務局)

国が示す扱いとしては、毎日開設しなくてはならないものではないが、土日とか週に3日とかの設定が考えられ、運用の方法も様々なパターンで行うことが出来る。

実施場所についても、既存の社会教育施設をフィールドに活動されている団体等にお邪魔させていただくという形もあり、小学校に限定するというより入りやすいのかなと思う。そういう接点をどのように設けるのかが課題である。

コーディネーターについては、1か所で実施するにしても50か所で実施するにしても、まず、最初にきちんとした整理を行う必要はあると考えている。

(C委員)

子育てサポーター養成講座を修了した方達も仕事などがあり、活動への参加に温度差はあると思うが、具体的にいついつ何があって、このようなことを手伝ってもらいたいという具体的な内容が予め分かれば協力していただけるのではないかなと思う。

子育て人材バンクの登録制度はあるが、そうした活動では敷居が高いので、ちょっとだけボランティアをして役に立ちたいとか意識の高い方に協力について声掛けをしてはどうか。

(D委員)

子育てサポーター養成講座があるが、受講される方は子育てサポーターとしての称号や認定資格のようなものを望まれている方が多い傾向にある。こうしたことから、教育活動サポーターに協力を求めていきたいのであれば、受講をすれば新たにこういうお手伝い出来るといった称号が付与されるものを創設するとかの特別感があるとより効果的に進めていけるのではないかなと思う。

(A委員)

こどもの学習活動とか体験とか交流活動なので、コーディネーターが果たすべき役割は高いと思う。研修を進めていくに当たっては、コーディネーターを養成するところからはじめるのか。

(事務局)

コーディネーターの研修を行うということであれば、一定程度の質の確保という観点から高等教育機関や既存の団体や先生方など、完成形に近いところに最初にコーディネーターをお願いすることを考えていきたい。

(A委員)

以前にモデル的に実施したものの継続的に実施出来ず、終わってしまった放課後子供教室と同じような轍を踏むこととならないよう、例えば、小学校を退職された先生など、今の子供と関わっている方が入ってくれる形が取れば一番良いと思う。

平成29年度から予定している最初のモデル校ではある程度こうした考え方を固めてやるのであれば、方針案で説明のあった内容で良いのではないかなと思う。

(事務局)

平成19年度及び平成20年度でモデル的に実施した放課後子供教室での課題では場所を限定して、コーディネーターなど活動いただく人の部分では週4日とか5日をもって、一定程度、形から入ってしまった。このことから、土日だけとか週2日だけとか、一定程度の質とメニューをもった中で整理し、実態ベースから広げていかないと失敗してしまうと思っている。

(A委員)

例えば、塾に通いたいけど経済的に困難であるといった向学心がある子供に対して、旭川の地域特性を活かした放課後子供教室の展開をすべきであると思う。そのため、ある程度の力量をもった方々に関わりをもっていただき、さらに教育委員会や小学校校長会との連携により退職した教員の方などを確保していくなどにより、安心感があつた中で運営が行われるとよいのではないかと思う。

(事務局)

審議会で調査審議をいただくに当たり、方針案の策定に関しては教育委員会とも協議を行いながら整理を進めてきたところである。この中で教育委員会からは、この事業の中で学習支援的な取組を進めていくことについて意見が出されたところであり、例えば、土曜日や日曜日に校舎内などで退職教員の方などに関わっていただきながら学習支援の取組を行うといった進め方もあると思う。

(A委員)

既に北海道教育大学などにおいて学習支援の取組を行っているところもあり、こうした学習支援を進めていくということで、地域の子どもへの対応だけではなく、学生が指導を行うといったことで効果は大きいのではないかと思う。

(事務局)

人材確保の取組の中では特定の方に負担が偏らない形で進めていくことができたらと考えている。

(B委員)

平成29年度からの実施に向け、スタッフとかを確保し、実態に応じた形で取組を進められるというイメージでよいか。

(事務局)

平成28年度中、この方針が策定された段階で教育委員会など関係部局の課長会議を開催し、平成29年度以降の実施に向けた取組について具体的な協議を進めていきたいと考えている。

コーディネーターの確保や、また、携わっていただく方のフィルターの掛け方など整理を行い、予算の制約があるが、本方針に基づき、取り組んでいきたいと考えている。

- 資料1「旭川市放課後の児童の居場所づくりに係る方針（案）」第3章「具体的な取

組内容」の「4 放課後の児童の居場所づくりを支える人材の確保及び育成」及び第4章「推進体制」までの市の考え方について、概ね妥当とすることで決定した。

○答申案について

(A委員)

本日の部会の中でも議論がなされた放課後子供教室の事業の実施に関して、継続性をもった取組となるよう、スタッフの確保や旭川市を取り巻く現状を踏まえたプログラムの構築について十分に検討をするといったニュアンスの内容を入れてはどうか。

(B委員)

字句の表現に関して、放課後子供教室の子供は漢字であり、旭川市子ども条例では、ひらがな表記となっており統一していないがどうなのか。

(事務局)

国での放課後子供教室の子供は漢字表記で、また、同じく国の子ども・子育て支援新制度は全て漢字ではない形となっている。国語では子供は全部漢字であるが、本市での旭川市子ども条例においては全部漢字ではなく、ひらがなも用いて表現している。本方針での表現に当たっては、国では放課後子供教室は全て漢字になっていることから、この方針では国の表現を使用したいと考えている。

※答申について、事務局で整理した内容を部会長が確認した上で、本日付けで答申という形で整理することで決定。

3 閉会